

## 議案審議

### 修正案賛成

#### 【小森田郁也議員】

原案は、市民と一体のまちづくりをどのように進めていくか不透明である。せっかくの市民参画条例の制定であれば、市における市民参画の現状を踏まえ、より市民と一体となったまちづくりを進める条例とすべきであることから修正案に賛成する。

#### 【似内一弘議員】

修正案は、市民が企画立案の段階から関わる内容となっており、意見交換会やワークショップの定義も市民が積極的に関わることを担保していることから、修正案に賛成する。

### 修正案反対

#### 【佐藤峰樹議員】

本条例は、花巻市まちづくり基本条例第12条第2項に基づき、市政への市民参画に関する基本的事項についてさまざまな検討、調査を行いながら作成されたものであり、市民の市政へ参画する機会は保障されている内容である。また、条例を補完する内容は、花巻市市民参画条例施行規則などで定めることとなっており、本条例の修正は特段必要ないと判断されるため、修正案に反対する。

#### 【櫻井肇議員】

市民参画条例は、まちづくりの主体者である市民が理解できる分かりやすい記述とすべきである。修正案は、原案を否定するのではなく、原案をより市民主体に修正しているものであることから、修正案に賛成する。

### 原案賛成

#### 【阿部一男議員】

市民参画の段階が不明瞭との指摘等もあるが、制定後の段階で見直しは可能と考える。また、第5条、市民参画の対象に市の基本構想の策定または変更や市民参画を行わないことが可能な場合について規定するなど、わかりやすい表現となっていることから、原案に賛成する。

## 可決 令和5年度花巻市一般会計補正予算(第11号)

2億8,096万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ総額630億1,640万3千円とするものです。  
※市議会が注目した主な補正予算は以下のとおりです。

### ◆新花巻図書館建設候補地比較調査業務 債務負担行為額1,799万6千円追加

・・・業務完了まで9カ月程度を要することから、期間を令和5年度から令和6年度までとし、限度額を設定するものです。

#### 質 疑

●質問・・・調査の内容は、施設の整備や必要経費まで含めての調査となるのか。

答弁・・・花巻駅前と旧総合花巻病院跡地のそれぞれに建設した場合の事業費についてと、建設した際のイメージを市民に比較できる形で示せるような調査をしたいというものである。



審議の様子は  
こちら

本補正予算に対して、以下の議員より反対討論と賛成討論が出されました。

反対討論・・・久保田彰孝議員、本館憲一議員

賛成討論・・・及川恒雄議員

※討論の内容は、市ホームページのインターネット議会中継(上記QRコード)よりご覧いただけます。

#### 【表紙写真について】

撮影者 花巻市写真愛好者団体「写団光像」<sup>しゃだんこうぞう</sup> 平宏之進さん<sup>たいらこうのしん</sup>

内 容 東和町で開催された「夢灯り展2023 in 東和」にて、花巻市指定無形文化財である成島和紙を使った、色とりどりの花巻傘のライトアップを撮影した作品です。

## 花巻市市民参画条例を可決

令和5年第4回花巻市議会定例会は、12月1日から14日までの日程で開かれました。

初日の本会議では、伊藤盛幸議員より、「学校給食費の無償化を求める意見書の提出について」が発議され、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。また、議員報酬等の調査検討を行うため、「花巻市議会議員報酬調査検討特別委員会」を設置することに決定しました。

12月4日から6日までは一般質問に15人が登壇し、市政課題について質問し、7日には議案審議が行われました。提出された議案の中で、市政への市民の参画に関する基本的な事項を定めた花巻市市民参画条例については、議員から、条例の文言をより具体的な内容とする修正案が提出されました。審議の結果、修正案は否決、原案が可決されました。

最終日の12月14日には、新花巻図書館建設候補地比較調査業務などを盛り込んだ、令和5年度花巻市一般会計補正予算(第11号)など4議案が追加提案され、原案どおり可決されました。また、若柳良明議員より、パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議が発議され、全会一致で可決されました。

主な可決議案や質疑は以下のとおりです。

### 可決 花巻市市民参画条例

市政への市民の参画に関する基本的な事項を定めるものです。



審議の様子は  
こちら

#### 質 疑

●質問・・・他市では、市民参画の定義に企画立案の段階から市民が主体的に参加する旨を示しているが、なぜ当市の条例には記載がないのか。

答弁・・・市民参画に関しては、すでにまちづくり基本条例に盛り込まれている。市民参画協働推進委員会を設置するなど、当市の市民参画手続きは他市に比べ遜色はないと考えている。

●質問・・・まちづくり基本条例の市民参画の定義を一步踏み込んで、市民参画条例に具体的に定めることが条例制定の狙いではないのか。

答弁・・・市民参画の手続きはまちづくり基本条例にも相当詳しく書かれている。まちづくり基本条例を踏まえて、市民参画条例を定め市政への参画と協働の機会の充実を図りたい。



#### 動 議

◆修正案の動議・・・議案第89号花巻市市民参画条例に対し、修正を求める動議が修正案を付して提出されました。

◆修正案の要旨・・・以下の箇所について文言の修正を行う。

○花巻市市民参画条例第2条第3号、同条第6号、同条第7号、第4条第1項、同条第2項

○第4条第2項の次に、次の2項を加える。

3 市の執行機関は、適切かつ誠実に説明責任を果たすよう努めるものとします。

4 市の執行機関は、市民参画に関する調査及び研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努めるものとします。

◆採 決・・・原案に賛成、修正案に賛成、修正案に反対に対し、討論が行われました(3ページ記載)。議案第89号に対する修正案であるため、同議案の前に修正案の採決が行われました。結果、賛成少数で修正案は否決されました。